

港北児童センターほか 14 施設建築物定期検査業務委託仕様書

本仕様書は、建築基準法第 12 条第 2 項および第 4 項に基づく、秋田市が管理する児童館、児童センターの定期検査および報告書の作成を行うにあたっての基準を定めたものである。

業務実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に実施すること。

1 委託期間

契約締結の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで

2 業務実施計画

受託者は、業務実施にあたって、各施設ごとの実施予定日を示した「実施計画書」を作成し、委託者に提出することとし、特別な事由により実施日の変更の必要があるときは、委託者の承認を得るものとする。

また、委託者の都合により実施日に変更があるときは、委託者は、事前に受託者へ連絡するものとする。

3 責任者の選定

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、従事者の中から監督者（現場代理人）、同代務者を各 1 名を選任し、「様式 1」により速やかに委託者へ提出すること。

4 検査資格者

業務を遂行するにあたり、下記のいずれかの資格を有している者を雇用し本業務に従事させることができること。

- (1) 一級建築士または二級建築士
- (2) 建築設備検査員

5 委託業務内容

受託者は、建築物の状況把握のため、建築基準法に基づき定期検査および報告書の作成を行うこと。

- (1) 本業務の対象施設および定期検査項目は別表1のとおりとする。
- (2) 本業務は仕様書に基づき行うこととし、本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年度版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。
- (3) 本業務は関係法令に基づき、既存建物、設備の把握に努め、次の適用基準書によって行うこととし、その結果を報告すること。

ア 特定建築物定期調査業務基準 2025年版

（（一財）日本建築防災協会）

イ 建築設備定期検査業務基準書 2023年版

（（一財）日本建築設備・昇降機センター）

ウ 建築物点検マニュアル・同解説

（（一財）建築保全センター）

- (4) 受託者は、業務中に発生した不具合については、委託者および当該施設担当者に速やかに報告し必要な応急措置を行うこととし、応急処置の費用は、業務委託金額に含むものとする。
- (5) 業務中に発生した不具合箇所の修繕に関しては、別途協議するものとする。

6 報告等

受託者は、前項に定める業務を完了した時は、速やかに委託者に対し下記のとおり成果品を提出すること。

また、様式については行政庁に提出するものに準じる。

- (1) 定期検査結果報告書 各施設1部
- (2) 定期検査結果表 各施設1部
- (3) 定期検査結果図（A3版） 各施設1部
- (4) 現地検査記録（検査結果に基づき必要写真を作成する） 各施設1部
- (5) 上記の電子データ（電子データの保存媒体および保存形式は監督員

の指示による) 1 部

7 安全の保持

受託者は、業務の実施に当たって、施設の職員および利用児童等に対する事故防止に留意すること。

8 その他（留意事項）

- (1) 業務に従事する者は、常に清潔な服装を着用し、胸部に名札をつけること。
- (2) 受託者は、常時従業員に身分証明書を携帯させること。
- (3) この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。

様式 1	
------	--

課 長	副 参 事	主席主査	担当

整理番号	
------	--

監督者（現場代理人）届			
（宛先）秋田市長		令和 年 月 日	
		住所	
		請負者	
		氏名	
監督者（現場代理人）を下記のとおり定めたので通知します。			
委 託 名			
委託場所			
契約金額			
契約年月日	令和 年 月 日		
技術者分類	技 術 者 氏 名	所持資格	備 考
監督者 （現場代理人） 氏 名	ふりがな		連絡先電話番号
代務者氏名	ふりがな		連絡先電話番号

対象施設および定期検査項目一覧

	施 設 名	住 所	特定建築物	建築設備
1	港北児童センター	秋田市土崎港北四丁目6-1	○	○
2	飯島児童センター	秋田市飯島鼠田二丁目2-2	○	○
3	飯島南児童センター	秋田市飯島西袋二丁目22-1	○	○
4	金足西児童館	秋田市金足大清水字大清水台1	○	○
5	外旭川児童センター	秋田市外旭川字梶ノ目304	○	○
6	高清水児童センター	秋田市将軍野南一丁目2-21	○	○
7	土崎児童館	秋田市土崎港中央三丁目7-11	○	○
8	土崎南児童センター	秋田市土崎港東一丁目6-39	○	○
9	寺内児童センター	秋田市寺内堂ノ沢二丁目10-17	○	○
10	保戸野児童館	秋田市保戸野すわ町9-76	○	○
11	八橋児童館	秋田市八橋大沼町7-2	○	○
12	泉児童センター	秋田市泉中央六丁目2-2	○	○
13	旭北児童館	秋田市山王三丁目1-35	○	○
14	日新児童館	秋田市新屋栗田町28-34	○	○
15	浜田児童館	秋田市浜田字自在山47-3	○	○

* ○印は業務対象である